

1. 次期福岡市男女共同参画基本計画の枠組みについて（案）

（1）名称

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（以下「第4次基本計画」という。）とする。

（2）計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

（3）計画策定の視点【別紙1】

- ① 第3次基本計画の検証に基づく課題への対応
- ② 新たな法整備
- ③ 社会情勢の変化

（4）計画の位置づけ

- ① 男女共同参画基本法第14条第3項に基づき、同時期に策定予定の国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案する。

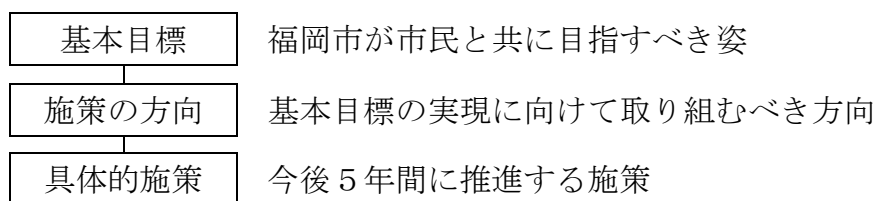
※ 参考

- 現行計画：国（平成28～32年度）、福岡県（平成28～32年度）
- 国において、令和2年12月閣議決定に向けて、令和元年11月から検討開始
- ② 福岡市男女共同参画を推進する条例第11条に基づき、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たす。
- ③ 第3次基本計画と同様に、一部をDV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置づける。
→ 福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）
- ④ 第3次基本計画と同様に、一部を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置づける。
→ 福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）
- ⑤ 福岡市基本構想・第9次基本計画との整合性を図る。

(5) 体系

① 体系の構成

第3次基本計画の枠組みを継続する。



② 基本目標

第3次基本計画の6つの基本目標を整理し、4つの基本目標とする。

基本目標（案）【別紙2】

③ 方向性

男女共同参画の意識啓発が実践につながるよう、身近なテーマで、ライフステージに合わせた効果的な取組みを行う。

(6) 数値目標等

各基本目標の達成度を測るため、基本目標ごとに数値目標を設定する。

計画の進捗状況や事業実施による成果をわかりやすく示す指標として、基本目標ごとに参考指標を設定する。

(7) 重点的に取り組む施策

第3次基本計画では6つの項目を設けている。

第4次基本計画においても設定する方向で検討する。

(8) 施策の進行管理

第4次基本計画における進行管理については、施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受ける。

具体的な方法については、計画策定後に検討する。

(9) 計画策定スケジュール【別紙3】

令和3年2月の策定を目指す。